

野田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第56号

野田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年野田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「別記第1号様式により」を削り、同条第2項中「別記第1号様式の2により」を削り、同条第3項中「別記第1号様式の3により」を削る。

第2条第1項中「別記第2号様式により」を削り、同条第2項中「別記第3号様式により」を削る。

第3条第1項中「別記第4号様式による」を削り、同条第2項中「別記第4号様式の2による」を削る。

第4条第1項中「別記第5号様式により」を削り、同条第2項中「別記第5号様式の2により」を削る。

第5条第1項中「により」を「による」に改め、「を作成するとき」を削り、「別記第6号様式によるもの」を「野田市政務活動費収支報告書」に改め、同条第2項中「別記第7号様式により」を削る。

別記様式を削る。

(野田市災害時協力井戸手動ポンプ設置費等助成金交付規則の一部改正)

第2条 野田市災害時協力井戸手動ポンプ設置費等助成金交付規則(平成24年野田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条第1項中「(別記第5号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市国及び県指定等文化財保存事業補助金交付規則の一部改正)

第3条 野田市国及び県指定等文化財保存事業補助金交付規則(平成27年野田市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(別記第1号様式)」を削る。

第4条中「(別記第2号様式)」を削る。

第6条中「(別記第3号様式)」を削る。

第7条中「(別記第4号様式)」を削る。

第8条中「(別記第5号様式)」を削る。

第9条中「(別記第6号様式)」を削る。

第10条第1項中「(別記第7号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市女性団体連絡協議会事業補助金交付規則の一部改正)

第4条 野田市女性団体連絡協議会事業補助金交付規則(平成28年野田市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。